

# 私有道路施設管理組合定款

## 第一章 総 則

- 第1条（目的） 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の生活の安定及び、生活環境の改善並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 第2条（名称） 本組合は私有道路施設管理組合と称する。
- 第3条（地区） 本組合の地域は、名古屋市名東区藤巻町3丁目の区域とする。
- 第4条（事務所） 本組合は、事業所を名古屋市名東区藤巻町に置く。
- 第5条（規約） この定款で定めるものの外、必要事項は規約で定める。

## 第二章 事 業

- 第6条（事業） 本組合は、第一条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 組合員の生活安定の為に必要な施設の設置
  - (2) 組合員の生活環境の改善に必要な共同事業
  - (3) 組合員の福祉の向上に必要な事業
  - (4) 前各項に付帯する施設及び道路の管理、保全
  - (5) 地域内における私有道路の舗装と管理
  - (6) 前各号に付帯関連する事業

## 第三章 組 合 員

- 第7条（組合員） 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を具備する者とする。
- (1) 地区内に住居を有し現に居住する者。
  - (2) 地区内に土地又は建物を保有（賃借も含む）し、居住する計画のある者。
- 第8条（加入） 組合員となる資格を有する者は、組合の承認を得て組合に加入することができる。
- (1) 本組合は、加入の申込みがあった時は、総会に於てその諾否を決める。
- 第9条（出資払込） 前条1項の承認を得た者は遅滞なく出資の払込みをしなければならない。
- 第10条（相続加入） 死亡した組合員の相続人で、資格を有する者が組合加入の申出をした時は、相続開始のときに組合員になったものとみなす。
- 第11条（脱退） 組合員は90日前に組合に通知した上で、事業年度の終りに脱退することができる。
- 第12条（除名） 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合に於いては組合員にその旨通知し、かつ総会に於いて弁明の機会を与える。
- (1) 本組合の定款、規約に背反しこれを守る意志の認められない者。
  - (2) 出資の払込み、加入金その他の賦課金の支払い組合員の義務を怠った時。



## 第五章 役員

第18条（役員）役員の数を決める。

理事長 1名 監事 2名

第19条（任期）役員の任期は2年とする。

（2）補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第20条（忠実義務）理事及び監事は、法令、定款、規約の定め並びに総会の決議に従い、組合の為忠実にその職務を執行しなければならない。

第21条（選出）役員は総会に於て選任する。

（2）役員を選任は、総会の決議により指名推薦の方法により行うことができる。

## 第六章 総会

第22条（総会）総会は通常総会及び臨時総会とする。

（2）通常総会は毎年2月に、臨時総会は必要がある時組合長が招集する。

第23条（招集手続）総会の招集は会日の10日前迄に、会議の目的事項、日時、開催場所を記載した書面を組合員に発してするものとする。

第24条（代理人）組合員は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。

この場合は、組合員の親族又は他の組合員でなければ代理人となる事ができない。

第25条（議長）総会の議長は組合員がこれをつとめる。

第26条（議事録）総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成しこれに署名する。

## 第七章 会計

第27条（事業年度）本組合の事業年度は毎月1月1日自至12月31日の期間とする。

第28条（配当）毎年度の利益剰余金は、総会の議決により処分するものとし、配当する場合は事業年度末における組合員の出資金に応じて配当するものとする。

第29条（加入金の還元）新加入者が納入した加入金（既施設共用負担金）は組合員の出資金に応じて組合員に還元するものとする。

## 第八章 附則

第30条（遵守義務）組合員は、本定款及び規約は誠実に遵守する義務を負うものとする。

第31条（定款の改廃）定款及び規約の改廃は、総会の決議によりこれを行う。

第32条（施工）この定款は、昭和61年1月1日よりこれを施工する。